

夜間急病診療所の診療時間を短縮します

新型コロナウイルス感染症の国内における感染拡大に伴い、夜間急病診療所に従事する医師等の医療スタッフの健康保持を図り、安定した診療体制を継続するため、夜間急病診療所の診療時間を短縮します。

1 診療時間の短縮開始日及び期間

令和2年4月1日（水）から当面の間

2 短縮後の診療時間

毎日 午後8時から午後11時まで

（現行：毎日 午後8時から午前0時まで）

※令和2年5月31日（日）までの休日昼間（日曜日・祝日）の診療時間（午前9時から正午まで）の変更はありません。

発熱やせき・息切れ、強いだるさ（倦怠感）などの症状があり、新型コロナウイルスの感染が疑われる場合は、受診する前に必ず帰国者・接触者相談センターに電話で相談し、指示を受けてください。

○平日の午前8時30分から午後5時15分まで

前橋市保健所 電話：027-220-1151

○上記の時間以外は

前橋市役所 電話：027-224-1111

本件に関するお問い合わせ先

保健総務課 総務企画係

電話 直通 / 027-220-5781